

安倍政権、審議会を次々再開

社会保障大改悪を具体化

負担増や給付削減押し付け

しんぶん赤旗 2016年7月14日(木)

安倍政権は参院選後さっそく、医療、介護、生活保護など社会保障大改悪の具体化を社会保障審議会の各部会などで始めます。選挙では国民にまったく説明しないまま、負担増や給付削減を押し付ける構えです。

医療では14日の医療保険部会で、75歳以上の窓口負担の原則2割化や、自己負担上限の引き上げについて議論を行います。今後も、入院部屋代の徴収や、かかりつけ医以外の受診時の定額負担の徴収などについて審議し、年末までに報告書をまとめます。

“患者追い出し”となる入院ベッドの削減・再編などをすすめるため、医療計画見直しの検討会で15日、基準病床や医療機器の配置について議論されます。年内に報告書をまとめます。

さらに、2018年3月の廃止期限が迫っている「療養病床」について、新たな転換施設の具体化などが議論されています。日本医師会などからは「現行制度の再延長を第一に検討すべきだ」との意見が相次いでいます。

介護については20日の介護保険部会で、「要介護1、2」の人に対する生活援助や、福祉用具の貸与について原則自己負担化が議論されます。特別養護老人ホームの入所を原則、「要介護3」以上としたのに続いて、「要介護1、2」の人を保険給付から締め出すものです。2月の部会でも「給付削減は重症化を早め、介護財源を圧迫化するだけだ」などと批判が噴出しています。

15日から本格的に始まる生活保護の部会は今後、17年度末に向け、“就労努力が足りない”という口実で保護費を減額する改悪を検討していきます。

今後、再開される年金の部会でも、▽所得が一定額を超える高齢者を「一部支給停止」にする▽支給開始年齢（65歳）を引き上げ、支給を先送りする▽年金課税を強化し、新たな高齢者増税を行う—という各改悪法案の国会提出に向けて議論します。

きょうのことば年金の受給資格 現状は25年間納付が条件

日本経済新聞 2016/7/12

▽…公的年金制度では20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた人は、65歳から満額の基礎年金が支給される。現状では25年間は保険料を納めないと年金の受給資格が得られない。収入減や失業などによって保険料を納めることが経済的に難しいときは、保険料の納付を猶予、もしくは免除される制度もある。

▽…保険料免除や納付猶予になった期間は年金の受給資格期間に算入される。保険料を全額免除された期間の年金額は2分の1となる。保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間には含まれない。学生には申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられている。

▽…年金受給資格期間の短縮には無年金者に対する救済措置を強化する側面があるが、「納付意欲が低下しかねない」と懸念する声もある。低年金者の加入期間要件を緩めると保険料を10年だけ納める人が増えかねないためだ。ただ10年間納めただけでもらえる年金額は月1万6千円程度にとどまり、老後の生活保障としては不十分な水準にとどまる。

無年金の人たち減「簡単な話ではない」財務相

NHKニュース 7月12日 16時06分

麻生副総理兼財務大臣は、消費税率を引き上げることで実施することにしてきた無年金の人たちを減らす対策について、年末にかけての予算編成の過程で議論していく考えを示したうえで、増税が延期となったことで「なかなか簡単な話ではない」と述べ、財源の工面が厳しいという認識を示しました。

政府は年金をもらえない無年金の人たちを減らすため、年金の受給資格を得るための加入期間を、これまでの25年から10年に短縮する措置を、消費税率を8%から10%に引き上げて増える税収を使って実施する予定でした。しかし、安倍総理大臣は11日、消費税率の引き上げを見送っても来年度から始める方向で準備する考えを示しました。

これについて、麻生副総理兼財務大臣は12日の閣議のあとの会見で、「無年金の人たちを減少させるという話は極めて重要な施策だと思っている」と述べました。そのうえで、麻生副総理は実施のために必要な年間300億円程度の財源について、年末にかけての予算編成の過程で議論していく考えを示したうえで、増税が延期となったことで「なかなか簡単な話ではない」と述べ、財源の工面が厳しいという認識を示しました。

無年金は喫緊の課題、受給資格の期間短縮を来年度から—安倍晋三首相

財経新聞 2016年7月12日

安倍晋三総裁(総理)は11日の記者会見で、社会福祉に関する分野で、無年金者問題について「無年金の問題は喫緊の課題。年金受給資格期間の短縮についても、来年度からスタートできるよう準備を進める」と語った。

また、「待機児童ゼロを実現するため保育の受け皿整備を進める。介護についても50万人分の受け皿を前倒しで整備し、介護離職ゼロを目指す。施設だけでなく、必要な人材を確保するため、保育士や介護福祉士の皆さんへの支援の拡充を進めていく」と前向きな発言を続けた。

安倍総裁は「若者への投資を拡大する」とし「学びたいという意欲を持つ全ての学生が、無利子の奨学金を受けられるようにする。給付型奨学金についても具体的な検討を進めていく」と語った。

また、働き方改革を進めるとし「長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現。労働制度の改革を進め、非正規という言葉を国内から一掃する。社会全体の所得の底上げを図る」と強調した。(編集担当:森高龍二)

国民年金保険料の納付猶予 所得に応じ、後払い可能

毎日新聞 2016年7月13日

Q 低所得で国民年金保険料を支払う余裕がない人の納付を猶予する制度が7月から拡大され、対象年齢が30歳未満から50歳未満まで引き上げられた。猶予の理由は？

A 年金を受け取るには現在、25年間保険料を納める必要があり、保険料を納められない場合に未納のままにしておくと、老後に年金を受け取れなかったり、少額しかもらえなくなったりする恐れがある。政府は2005年、フリーターの若者が増えたことを受けて猶予制度を創設。最近では30代や40代の非正規雇用や無職の人が増えているため、対象年齢の上限を引き上げることにした。

Q 保険料と年金額は？

A 2016年度の保険料は月額1万6260円で、納めた期間によって年金の支給額は変わる。40年間納めた場合の満額の支給額は、16年度で月約6万5000円。

Q 猶予を受けると年金はどうなるのか。

A 猶予中も納付期間として算入される。収入が安定した時に保険料を後払いすれば年金額を増やせる。後払いは10年前までさかのぼれる。

Q どんな場合に猶予を受けられるのか。

A 本人と配偶者の前年所得が基準を下回っていることが条件。基準は単身だと年間57万円以下、扶養家族が1人いる場合は92万円以下。扶養家族1人当たり35万円ずつ基準が上がる。保険料免除の制度もあるが、一定以上の所得がある親と同居しているような場合は対象にならない。